

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- パートナー企業との連携により、電子商取引の推進による業務効率化、工事プロセスの標準化を行うと共に、品質向上・安全確保等のIT化を進め、デジタルトランスフォーメーションの推進により、パートナー企業と協働しサプライチェーンの効率化を図ります。また新しい価値の創造に向けて、最新の技術動向を踏まえたパートナー企業からの新たなご提案もお待ちしております。
- 各種研修の実施等を通じてパートナー企業における人財育成支援にも積極的に取り組みます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他

調達基本方針を通して、法令や社会規範、企業倫理の遵守はもとより、国際規範で定められた人権尊重に努め、また労働・安全衛生・地域環境保全・情報セキュリティなど、様々な主要項目において社会的責任を果たしてまいります。

2025年4月1日

(2026年2月5日更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

シーキューブ株式会社 代表取締役社長 白波瀬 章